

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 第三千九百十一號

昭和十六年十月一日(水)

海軍大臣官房

○ 令 達

官房機密第八九九二號

本年十月一日前ヨリ左記上欄ノ職名ヲ有スル者ハ
特ニ發令セララルモノノ外別ニ辭令ヲ用ヒズシテ各下
欄ノ相當職員ニ補命セラレタル義ト心得ベシ

昭和十六年十月一日

海 軍 大 臣

記

第一海軍航空廠	第百一海軍航空廠
第四海軍航空廠	第百四海軍航空廠
第五海軍航空廠	第百五海軍航空廠

○ 通 牒

官房機密第三〇九一號ノ一

昭和十六年十月一日

各 廳 長 殿

海 軍 省 副 官

郵便物ニ關スル件申進

官房機密第三〇九一號通牒首題ノ件別冊郵便物ニ關ス
ル例規中左記ノ通改メヲ候

記

附錄 部隊區別符表末尾ニ左ノ如ク加フ

第 四 港 務 部	八 八
第 五 十 一 警 備 隊	八 九
第 五 十 二 警 備 隊	九 〇
第 五 十 三 警 備 隊	九 壹
第 十 七 航 空 隊	九 貳

官房機密第八三二四號ノ二

昭和十六年九月二十日

海 軍 省 副 官

海軍公報(部内限)第三千九百十一號 昭和十六年十月一日

一三八三

0214

關係各廳長殿

廢潤滑油再生取扱講習ノ件中改正ノ件通知
本年官房機密第八三二四號ニ依ル首題ノ件五、指導官
及教官(教員)口教官(教員)ノ項中「有山技師」ヲ
「笹生技師」ニ改メラレ候

軍務一機密第二〇一號ノ二

昭和十六年十月一日

海軍省軍務局長

内令提
要登載

關係各廳長殿

艦船宛郵便物及有線電報ニ關スル件申進

三月二十日附軍務一機密第二〇一號首題ノ件左記中第
二號有線電報(口)項以下ヲ左ノ通改メラレ候

(口) 其ノ他ノ電報及乗員宛私報ハ發信者最寄ノ鎮守
府又ハ要港部氣付トシ同府(部)ニ於テハ内容ニ
依リ再送電報(指定「ナチ」)又ハ郵送トスルカ或
ハ艦船航海中又ハ陸上トノ交通不便ナル場所ニ碇
泊中ナルトキハ無線ニ依リ轉電(諸例則卷三、七
一六頁參照)スルモノトス但シ無線轉電ノ際ハ右
規定ニ拘ラズ暗號化スルモノトス

(三月二十二日本欄參照)

軍務一機密第六八六號

昭和十六年十月一日

海軍省軍務局長

關係各廳長殿

有線電報ニ關スル件申進

近時國內有線電報ハ未曾有ノ輻輳ヲ極メツアル處遞
信省ニ於テハ國家總力戰ノ神經系統タル有線通信ノ疏
通ヲ圖リ國防上並ニ生産擴充上其ノ他ノ重要ノ電報ノ
速達ヲ圖ル爲私信ニ對シテハ種々ノ制限ヲ設ケタルヲ
以テ海軍ニ於テモ右ニ協力シ私信ハ緊急已ムヲ得ザル
場合ノ外使用セザル様部下一般ニ對シ示達方取計相成
度

追テ右ニ關聯シ追尾ノ制度ハ廢止セラレタルヲ以テ
自今艦船宛乗員ニ對スル私報ハ軍務一機密第二〇一
號ノ二ニ依リ實施セラルルコトトナリ從來ヨリ通
達ニ多大ノ費消時ヲ要スベキモノト認メラレ候條了
知相成度

契庶機密第三四二號

昭和十六年九月三十日

海軍省經理局長

關係各廳長殿

統制契約ニ關スル件通牒
首題ノ件別表ノ通契約締結致候條該當品ハ本契約ニ依
リ處理相成度
追テ契約書ハ所要ノ向ニ別途配付ス
(別表添)

○ 辭 令

(各通) 海軍少將 田 結 穰
同 岩 本 鼎

横須賀鎮守府軍法會議判士ヲ免ス(註海軍省)

海軍技術會議議員海軍大佐 田 口 太郎

海軍航空本部技術會議議員ヲ命ス(註同)

軍令部出仕海軍大佐 山 田 定 義

第一部勤務ヲ命ス(註軍令部)

海軍主計少佐 関 口 麟

海軍施設本部ニ要スル俸給、旅費及其ノ他ノ諸給與
支拂ノ爲臨時資金前渡官吏ヲ命ス(註支出官 海軍
省經理局長)

○ 雜、款

○將旗一時移揚
第十二聯合航空隊司令官ハ九月二十七日將旗ヲ一時大
分海軍航空隊ヨリ博多海軍航空隊ニ移揚セリ
第五水雷戰隊司令官ハ十月一日將旗ヲ一時阜月ニ移揚
セリ

○司令驅逐艦變更
第二十七驅逐隊司令ハ九月二十七日司令驅逐艦ヲ一時
白露ヨリ時雨ニ變更、同日白露ニ復歸セリ

○郵便物發送先
當隊宛郵便物ハ自今五〇八五宛發送相成度
(第四根據地隊司令部)

當院宛郵便物ハ左記ニ依リ發送相成度

石川縣江沼郡山中町
(山中海軍病院)

○開隊

小松島海軍航空隊ハ十月一日開隊セリ

追テ郵便物發送先竝ニ下車驛左記ノ通

郵便物 當分ノ間 小松島郵便局氣付
電報 德島縣那賀郡坂野町

下車驛 牟岐線 阿波赤石驛

但シ當分ノ間小松島驛

尙來隊ノトキハ豫報相成度

○開廳

山中海軍病院十月一日左記ニ開院ス

記

石川縣江沼郡山中町

○移轉

鹿島海軍航空隊北浦分遣隊(假稱)設立準備員事務所
左記ニ移轉致候ニ付同分遣隊關係書類ハ自今左記ヘ送
付相成度

追テ明二日北浦分遣隊開隊豫定ニ付本隊宛書類ニシ
テ同分遣隊ニ關係アル書類ハ同分遣隊ヘモ一部送付
相成度

記

茨城縣行方郡大生原村

鹿島海軍航空隊北浦分遣隊

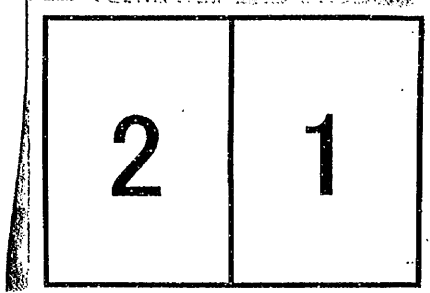
(假稱)設立準備員事務所

(鹿島海軍航空隊)

○事務所撤去

山中海軍病院(假稱)設立準備員事務所ハ九月三十日
撤去セリ

分割撮影ターゲット

分割した部分の撮影順序	
分割撮影した理由	A 3 版以上のため
文書等名	統制契約締結一覧表
上記のとおり分割撮影したことを証明する。	

(限内)部

海軍公報 (部内限) 第三千九百十二號

昭和十六年十月二日(木)
海軍大臣官房

○令 達

官房機密第八九九一號 昭和十六年十月二日

上海方面根據地隊司令部職員ノ給與及其ノ他ノ經費支拂ハ昭和十三年官房機密第六一一七號ノ二ニ拘ラズ當分ノ間上海海軍特別陸戰隊主計長ヲシテ之ヲ掌理セシム

昭和十六年十月一日

海軍大臣

(参照) 昭和十三年官房機密第六一一七號ノ二ハ特設根據地隊司令部ノ經費掌理ノ件ナリ

○通 牒

海人第二號ノ二六五ノ二

昭和十六年十月一日

海軍諸例
則登載

海軍省人事局

關係各廳御中

海軍公報(部内限) 第三千九百十二號 昭和十六年十月二日

一一八九

履歷書記入事項ニ關スル件通牒
九月八日海人第二號ノ二六五首題ノ件通牒中記註例ヲ左ノ通改メラレ候

(記註例)

一 出征ノ場合

昭和、年、月、日

支那事變出征ニ付
天皇、皇后兩陛下ニ拜謁仰付ヲ

レ勅語、御言葉ヲ賜ハル

賢所參拜被仰付

二 事變地ヨリ歸還ノ場合

昭和、年、月、日

支那事變地ヨリ歸還ニ付
天皇、皇后兩陛下ニ拜謁仰付ヲ

レ勅語、御言葉ヲ賜ハル

天皇陛下ヨリ銀花瓶及金一封ヲ

下賜セラル

皇后陛下ヨリ銀杯及金一封ヲ下

賜セラル

賢所參拜被仰付

同 日
同 日
同 日

、月、日 皇太后陛下ニ拜謁仰付ラレ御言
葉ヲ賜ハリ銀製巻貰入及金一封
ヲ下賜セラル
、月、日 御陪食被仰付

經物第一六三號
前金拂又ハ概算拂契約承認者別冊ノ通改正致候
別冊ハ所要ノ向ニ配付ス
昭和十六年九月二十七日
海軍省經理局長

○ 辭 令

(各通)
井田 貞盛
宮本 貞夫
中川 勇
小林 一郎
川面 好男
海軍省事務兼第二遣支艦隊事務囑託ヲ解ク(三十九日海軍省)
臺灣總督府税關監視 山下 勝男
海軍省事務囑託ヲ解ク(六日同)

在墨館附武官室ニ於ケル事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス 小林 元
(九日同)

海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス(九日同) 高橋 邦太郎
海外駐割財務官 小原 正樹
支那方面艦隊ニ於ケル事務ヲ囑託ス 澁澤 元治

(各通) 元電氣試驗所技師 楠瀬 雄次郎
海軍艦政本部ニ於ケル事務囑託ヲ解ク 林 廣一

第四艦隊齒科治療業務ヲ囑託ス
但シ報酬年額千四百七拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(以上十日同)

海軍主計大尉 川島 一郎
第二課勤務ヲ命ス(九日海軍省兵備局) 海軍主計中佐 林 雄二
海軍大佐 堀江 義一郎(艦 本)
海軍中佐 佐藤 佐(同)

<p>(各通)</p> <p>海軍大尉 中村 苦夫(三驅潛)</p> <p>海軍機關大佐 大江 秀三(艦 本)</p> <p>海軍技師 末松 茂(艦本監)</p> <p>同 關 甚作(同)</p> <p>同 高橋 健次(同)</p> <p>第二十二號驅潛艇審議委員ヲ命ス<small>(九月十六日)</small>海軍艦政本部</p>	<p>○雜款</p> <p>○將旗一時移揚</p> <p>第十七戰隊司令官ハ十月二日將旗ヲ一時八重山ニ移揚セリ</p>	<p>○旗艦變更</p> <p>第三航空戰隊司令官ハ九月二十九日旗艦ヲ鳳翔ヨリ瑞鳳ニ變更セリ</p> <p>横須賀防備戰隊司令官ハ十月一日旗艦ヲ第一鸚丸ヨリ笠置丸ニ變更セリ</p>	<p>○司令旗一時移揚</p> <p>第四砲艦隊司令ハ九月二十五日司令旗ヲ一時江戸丸ヨリ西京丸ニ移揚セリ</p>
<p>○司令驅逐艦變更</p> <p>第十八驅逐隊司令ハ九月二十九日司令驅逐艦ヲ筱ヨリ不知火ニ變更セリ</p> <p>第二十四驅逐隊司令ハ九月三十日司令驅逐艦ヲ一時海風ヨリ江風ニ變更セリ</p> <p>○司令砲艦一時變更</p> <p>第四砲艦隊司令ハ九月二十五日司令砲艦ヲ一時江戸丸ヨリ西京丸ニ變更セリ</p>	<p>○郵便物發送先</p> <p>當隊宛郵便物ハ左記ニ依リ發送相成度</p> <p>記</p> <p>司令宛 不知火</p> <p>隊機關長、軍醫長宛 陽炎</p> <p>主計長宛 叢</p> <p>(第十八驅逐隊)</p>	<p>○郵便物宛名ニ關スル件</p> <p>自今當隊宛郵便物ハ左記宛名ニ依ラレ度</p> <p>記</p> <p>横須賀郵便局氣付</p> <p>海軍堀内部隊(舊名海軍竹下部隊)</p> <p>(横須賀鎮守府第一特別陸戰隊)</p>	

海軍公報(部内限)第三千九百十二號 昭和十六年十月二日

二二九一

0224

○開應

霞ヶ浦海軍病院ハ十月一日左記ニ開應セリ

記

茨城縣土浦市下高津七六〇番地

海軍電話 霞ヶ浦海軍航空隊交換 八三番

○事務所撤去

霞ヶ浦海軍病院(假稱)設立準備委員事務所ハ撤去セ

リ

0225

○艦船所在

指定ヲ要セズ

十月二日午前十時

【横須賀】

春日▲、劍埼▲、山城▲、▽比叡、神威、赤城、瑞穂、▽翔鶴、▽蒼龍、□長門、鳥海、嚴島、野分、舞風、朝風、旗風、松風、夕立、□朝雲、峯雲、山雲、夏雲、秋雲、伊三三

□驅潜一、驅潜三、驅潜三、驅潜特五三▲

□津輕▲、(伊三三)▲、(伊三七)▲

【長浦】

伊二三、掃六、掃一、掃二、掃三、掃四、掃五、驅潜一五、驅潜二三、驅潜一四、哨一▲、哨二▲

【川崎】

石廊、那珂、國後

【横濱】

筑紫▲、(驅潜三二)▲

【浦賀】

潮、漣、(風雲)▲

【大湊】

石垣、神風、野風、波風、澤風、沼風、哨三四、哨三五

【吳】

淺間▲、八雲▲、鳳翔、伊勢、加古、▽鬼怒、古鷹、▽長鯨、瑞鶴、▽龍驤、初鷹、□吳竹、早苗、若竹、□不知火、霞、陽炎、霞、濱風、□沙風、帆風

□呂五七▲、呂五八▲、呂五九、呂六四、伊五三、伊五三▲、伊五四、伊五五▲、□伊五七、伊五八、伊一一一、伊一一三、掃一七、掃一八、驅潜七、驅潜九、驅潜一九、驅潜二〇、驅潜二一、哨四六▲、哨三三、哨三三

【大坂】

矢野、(日進)▲、(伊二七)▲、(伊三五)▲、(伊七六)▲

【神戸】

(伊良湖)▲、(伊一〇)▲、(伊二五)▲、(伊三一)▲、(伊四一)▲、(伊一一)▲、(秋津洲)▲

【相生】

(驅潜三三)▲、(若應)▲

【徳山】

大井、(伊一七)▲、伊二〇

【佐伯】

香取、哨三一

【舞鶴】

吾妻▲、▽利根、筑摩、□多摩、木曾、蒼鷹▲、▽名取、□長良、薄雲▲、夕風、□秋風、羽風、太刀風、鳩、鷺、□初雁、真鶴、友鶴、千鳥、呂三四▲、□呂六八、呂六三、驅潜二二、驅潜二一、驅潜一〇、哨三六▲、哨三七▲

【佐世保】

鳴戸、(夕雲)▲、(秋月)▲、霧島、金剛、榛名、北上、▽由良、▽八重山、足柄、▽瑞鳳、□若葉、初霜、子日、初春、望月、睦月

〓如月、彌生、〓菊月、夕月、沖風、峯風、
 〓文月、皐月、水無月、長月、〓江風、海風、
 山風、涼風、三日月
 呂三〇〓、呂三二〓、呂三三〓、呂三三〓、呂六〇〓、
 呂六六〓、呂六五〓、呂六七〓、〓伊六〇〓、伊五九〓、
 〓伊六一〓、伊六一〓、伊六四〓、伊六六〓、
 〓驅潛四〓、驅潛五〓、驅潛六〓、驅潛一六〓、
 〓驅潛一七〓、驅潛一八〓、驅潛特五一〓、
 〓哨三九〓、哨三八〓
 敷島〓、早鞆、佐多
 (伊二四〓)、(伊二九〓)、(伊三九〓)、(伊四三〓)〓
 驅潛特五二〓〓
 八丈
 【長崎】
 【鎮海】

【作業地】
 〓出雲、〓宇治、安宅、二見、伏見、比良、
 熱海、鳥羽、勢多、堅田、保津、岡田、
 陸奥、〓嵯峨、橋立、磐手、〓香椎、
 占守、〓日向、〓大鯨、扶桑、〓青葉、
 衣笠、〓川内、〓千歳、〓摩耶、愛宕、
 高雄、〓妙高、羽黑、那智、〓熊野、三隈、
 最上、〓鈴谷、〓鹿島、飛龍、天龍、龍田、
 〓夕張、〓迅鯨、勝力、駒橋、〓沖島、常磐、
 〓阿武隈、〓五十鈴、〓加賀、〓神通、
 〓村雨、春雨五月雨、〓大潮、荒潮、朝潮、
 満潮、〓初雪、白雪、吹雪、〓白雲、東雲、
 叢雲、〓狹霧、夕霧、天霧、〓曉、櫻、
 電、栗、梅、蓮、〓刈萱、〓早潮、親潮、
 夏潮、黒潮、〓雪風、時津風、天津風、

初風、〓谷風、浦風、磯風、〓朝風、追風、
 疾風、夕風、〓白露、夕暮、時雨、曙、
 有明、〓風、萩風、卯月、雷、
 〓鴻、〓鶴、〓隼、〓鴨、〓雉、〓雁、
 〓呂六二〓、呂六一〓、〓伊二〓、伊一〓、伊三〓、伊六〓、
 伊四〓、伊五〓、〓伊七〓、伊八〓、〓伊九〓、伊二五〓、
 伊一六〓、伊一八〓、〓伊一九〓、伊三三〓、伊二二〓、
 伊六五〓、伊五六〓、伊六六〓、〓伊六九〓、伊七〇〓、
 伊七一〓、〓伊七二〓、伊七三〓、〓伊七四〓、伊七五〓、
 〓伊七六〓、〓伊七七〓、〓伊七九〓、〓伊八〓、
 〓伊八〓、〓伊九〓、〓伊一〇〓、〓伊一一〓、
 〓伊一二〓、〓伊一三〓、〓伊一四〓、〓伊一五〓、
 〓伊一六〓、〓伊一七〓、〓伊一八〓、〓伊一九〓、
 〓伊二〓、〓伊三〓、〓伊四〓、〓伊五〓、
 〓伊六〓、〓伊七〓、〓伊八〓、〓伊九〓、
 〓伊一〇〓、〓伊一一〓、〓伊一二〓、
 〓伊一三〓、〓伊一四〓、〓伊一五〓、
 〓伊一六〓、〓伊一七〓、〓伊一八〓、
 〓伊一九〓、〓伊二〓、
 〓伊三〓、〓伊四〓、
 宗谷、攝津、知床、朝日、室戸、明石、
 間宮、鶴見

【航海中】
 芙蓉 (九月二十八日作業地發—鎮海へ)
 龍登呂 (九月二十九日横須賀發—佐世保へ)
 春風、伊二四、(九月二十九日横須賀發—作業地
 尻矢 (九月二十九日長浦發—徳山へ)
 野島 (九月三十日作業地發—吳へ)
 白鷹 (九月三十日吳發—作業地へ)
 龍 (九月三十日佐世保發—大分へ)
 龍八 (九月三十日吳發—作業地へ)
 球磨 (九月三十日吳發—佐世保へ)
 襟裳 (九月三十日吳發—佐世保へ)
 千代田 (一日吳發—作業地へ)
 綾波、敷波、浦波 (一日吳發—作業地へ)
 隠戸 (一日横須賀發—下津へ)

(限 内 部)

海軍公報 (部内限) 第三千九百十三號

昭和十六年十月三日 (金)
海軍大臣官房

○ 令 達

官房第五一五〇號

大正六年官房第一一五一號別表中左ノ通改正ス

昭和十六年十月一日

海軍大臣

東港航空隊司令ノ項ノ次ニ左ノ如ク加フ

小松島航空隊司令	六〇〇〇〇
臺南航空隊司令	六〇〇〇〇

(参照) 大正六年官房第一一五一號ハ司令長官以下ニ於テ要スル接待費定額ナリ(會計法規類集一卷一一三頁)

官房第五四五號ノ一四

雜役船ノ所屬ヲ左ノ通變更ス

昭和十六年十月三日

海軍大臣

公稱番號	船種	舊所屬	新所屬	別定數	記
第二〇三號	曳船 (敷設艇型) (百五十噸)	舞鶴防備隊	下關防備隊	同	補充數
號七三三號	交通船兼曳船 (三十噸)			同	
第二〇三號	カッタ (九米)	大分海軍航空隊		同	
第三〇三號	同 (同)	佐世保海軍港務部保管隊		同	
第三四五號	傳馬船 (同)	佐世保海軍港務部保管隊		同	
第八七號	曳船 (敷設艇型) (百五十噸)	橫須賀防備隊		同	
第七九六號	交通船兼曳船 (三十噸)	佐伯防備隊		同	
第二三五號	カッタ (九米)	岩國海軍航空隊	紀伊防備隊	同	
第二三六號	同 (同)			同	
第六〇號	傳馬船 (十米)	橫須賀海軍港務部		同	

海軍公報 (部内限) 第三千九百十三號 昭和十六年十月三日

一一九五

官房第五二〇三號

軍艦妙高還納内火ランチ一隻、特務艦隱戸還納通船一隻及舊特務艦大和還納通船一隻ヲ雜役船ニ編入シ其ノ公稱番號、船種、所屬等ヲ左ノ通定ム

昭和十六年十月三日

海軍大臣

公稱番號	船種	所屬	定數	記事
第二八九號	内火ランチ (九米)	吳潜水艦基	定數	軍艦妙高還納ノモ (L七三)
第四六九號	傳馬船 (八米)	地隊	補充	特務艦隱戸還納ノ モノ(K一五)
第四五〇號	同	紀伊防備隊	同	舊特務艦大和還納 ノモノ

官房第五二〇四號

艦營需品定額表中數量別表ノ通改正ス

昭和十六年十月三日

海軍大臣

機關長主管
別表ノ通

運川長主管
機關長主管ヨリ供給ヲ受クル備品及消耗品中本號別表

ニ記載ノ品名ニ對スル數量ハ其ノ内譯欄ノ數量ノ通ニ改ム
(別表添)

○通牒

官房第五〇八五號ノ三

昭和十六年十月三日

海軍省副官

海軍諸例
則登載

關係各廳長殿

皇族殿下地方御旅行ニ關スル件通牒

首題ノ關シ別紙ノ通宮内次官ヨリ照會有之候條了知相

成度

別紙

宮内大臣 官發第三九七號

昭和十六年九月十八日

宮内次官男爵 白根 松介

海軍次官 澤本頼雄殿

照會

今般皇旅殿下地方御旅行ニ關スル件別紙ノ通内務陸軍
拓務各次官へ照會致候ニ付テハ海軍關係ニ於テモ特殊

事情ナキ限り之ニ準シ御取計相成様致度關係ノ向ヘ可然通達方御取計有之度候

(別紙)

宮内大臣
官房 宮發第三九七號

昭和十六年九月十八日

宮内次官男爵 白根 松介

内務次官
陸軍次官

照會

皇族殿下地方御旅行ノ場合ニ於テ地方ニ依リ區々ニ互リ候儀モ有之哉ニ被存候事項ニ關シ今般別紙ノ通大體ノ基準ヲ定メ之ニ依リ一様ニ御取扱申上ケル様致度關係ノ向ヘ可然通達方御取計有之度候

地方御旅行ニ際シテハ一般ノ迷惑ニ不相成様諸事簡約ニ可致趣旨ニ依ラレ陪從ノ如キモ可成差控ヘラルル様御取計ヲ得度申添候
尙朝鮮其ノ他外地ノ御旅行ニ際シテモ特殊事情ナキ限リ本文ニ準シ御取計相成度

(別紙)

皇族地方御旅行ノ場合ニ關スル件

一、皇族地方御旅行ノ場合(軍人タル皇族軍務以外ノ

御旅行ノ場合ヲ含ム)

(1) 御身邊直接ノ警衛

地方廳ノ擔任トシ憲兵協力ス

(2) 自動車御列等ニ陪從スル場合ノ順序

警衛責任者ヲ先頭トシ他ハ宮中席次ニ依ル(例、

地方長官場合ニ依リ警察部長同乗一輛憲兵隊長一

輛以下宮中席次、以上代理者ヲ含ム)

宮中席次ニ依ル者代理者ナルトキハ其ノ順序ハ代

理者自己ノ身位ニ依ル

(3) 拜謁順序

直接關係者ヲ先ニス

直接關係者以外一般ニ拜謁アル場合ニ於テハ一般

諸員ノ順序ハ宮中席次ニ依ル

(4) 御旅行中ニ於テ軍ノ部隊官術學校等へ御成ノ場

合

イ、御成箇所御著ヨリ同所御發迄御身邊其ノ他警

衛ハ軍ニテ擔任シ地方廳協力ス

ロ、御成箇所ニテ一般ニ拜謁アル場合ハ直接關係

者ヲ先ニシ次ニ一般諸員トス一般諸員ノ順序ハ

宮中席次ニ依ル(例、陸軍士官學校へ行幸ノ際

教育總監學校長學校幹事次テ一般諸員拜謁被仰

付)

二、皇族軍務御旅行ノ場合

(1) 御身邊直接ノ警衛

軍ノ擔任トシ地方應協力ス

(2) 自動車御列等ニ陪從スル場合ノ順序

軍直接關係者ヲ先トシ他ハ宮中席次ニ依ル(其ニ代理者ヲ含ム)

宮中席次ニ依ル者代理者ナルトキハ其ノ順序ハ代理者自己ノ身位ニ依ル

(3) 拜謁順序

直接關係者ヲ先ニス

直接關係者以外一般ニ拜謁アル場合ニ於テハ一般諸員ノ順序ハ武官ヲ先ニス

(4) 御旅行中ニ於テ軍以外ノ箇所へ皇族トシテ御成

ノ場合

イ、御成箇所御著ヨリ同所御發迄御身邊其ノ他警衛ハ地方應ニテ擔任シ軍協力ス

ロ、御成箇所ニテ一般ニ拜謁アル場合ハ直接關係者ヲ先ニシ次ニ一般諸員トス一般諸員ノ順序ハ宮中席次ニ依ル

三、以上王族公族ノ場合モ亦同シ

備考

一、皇室令陸海軍禮式令等ニ定メアルモノハ其ノ規定ニ依ル

一、本文ニ於ケル皇族トハ皇后皇太后兩陛下皇太子殿下正仁親王殿下成子内親王和子内親王厚子内親王貴子内親王各殿下ヲ除キタル皇族ヲ謂フ

兵備二機密第九四〇號

昭和十六年十月二日

海軍省兵備局長

海軍省軍需局長

海軍省經理局長

關係各廳長殿

物資動員計畫第四分科各應用物資配給ニ關スル件照會

首題ノ件昭和十七年度分ヨリ左記ニ依ルコト相成候

記

一、配給要望應ハ第一種軍需ニ關シテハ別紙様式第一、第二種軍需及充足軍需ニ關シテハ別紙様式第二ニ依ル翌年度調書四通ヲ十一月十日迄ニ關係主務部局ニ送付シ、主務部局ハ之ヲ取纏メ各一通ヲ十一月末日迄ニ兵備局、軍需局及經理局ニ送付ノコト

0231

二、軍需局ハ一月末日迄ニ配給方法ヲ民間ヨリ取得ノモノ、燃料廠ヨリ賣拂ノモノ、軍需部ヨリ練替供給ノモノニ区分シ配給元並ニ主務部局ニ通知ノコト

三、前項ニ依リ決定後、數量、期日、持込先等ノ詳細ニ關シ配給要望應ヨリ配給元ニ直接協議ノコト
但シ民間ヨリ取得ノモノノ内經理局統制契約アルモノニ付テハ同局ニ協議ノコト

四、配給要望應ハ取得ノ結果ヲ毎四半期終了後一ヶ月以内ニ別紙様式第三及第四ニ依ル調書トシ四通ヲ主務部局ニ送付シ、主務部局ハ各一通ヲ取纏メ兵備局、軍需局及經理局ニ送付ノコト
豫定變更ニ依リ取得セザリシ場合モ同様其旨通知ノコト

五、石油類ハ第一種軍需(兵備品ヲ除ク)、第二種軍需及充足軍需ノ全部、石炭類ハ第一種軍需(兵備品ヲ除ク)ノミニ付調査ノコト

六、物動ノ資源名ヲ使用シ、調書ハ總テ資源名毎ニ別紙トスルコト

七、前項資源名ノ細分類ハ艦營需品經理規程、燃料經

理規程又ハ石油共販株式會社製成品目録、石炭品位取締規則ニ依ル品名ヲ使用スルコト

八、特ニ必要アルモノハ銘柄、包裝等指定ノコト
但シ指定品ヲ入手シ得ザル場合多々アルベキニ付第二希望付記ノコト

九、用途ハ明瞭、具體的ニ記入ノコト

一〇、昭和十年官房第五二五九號、昭和十一年官房第一七七〇號、昭十三年官房第一四七九號、昭和十五年官房第一九四八號、同年官房第三五七二號等ニ依リ從來ヨリ練替供給ヲ認メラレシモノモ石油類ニ關スル限リ本號ニ依リ一括處理ノコト

一一、本年軍需機密燃第三三二號(昭和十六年七月十九日海軍公報(部内限))ハ本號ニ依リ消滅ノコト
(別紙四葉添)

航本機密兵飛第一〇六四號
昭和十六年十月二日

海軍航空本部長

第二、第二、第六十一
第二十一海軍航空廠大湊支廠
第二十一海軍航空廠舞鶴支廠
第二十一海軍航空廠鹿屋支廠

長殿

海軍公報(部内限)第三千九百十三號 昭和十六年十月三日

一三九九

0232

兵器引替供給ノ件通牒(飛行長主管)

供用、貸與中ノ「八九式落下傘 三型」ヲ改造濟ノ「八九式落下傘 三型」ト引替供給スベシ
(改ノ記號アルモノ)
(未改造ノモノ)

○ 辭 令

横須賀海軍經理部 國 司 寛
部員海軍主計少佐

艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス

海軍主計中佐 猪股 龍雄

艦隊經費分任出納官吏ヲ免ス(以上^{以下}支官海軍省經理局長)

馬公海軍經理部 角 本 國藏
員海軍主計大尉

艦隊經費分任出納官吏ヲ命ス

海軍主計少佐 江口 末一

艦隊經費分納出納官吏ヲ免ス

海軍主計兵曹長 岩田 文三

第四防備隊ボナベ支隊ノ給與及其他ノ經費支拂ノ爲
艦隊經費臨時分任出納官吏ヲ命ス

海軍主計中尉 阪東 定次

右同臨時分任出納官吏ヲ免ス(以上^{以下}同)

○ 雜 款

○將旗掲揚
舞鶴防備戰隊司令官ハ十月一日將旗ヲ舞鶴防備隊ニ掲揚セリ

鎮海防備隊司令官ハ十月一日將旗ヲ鎮海防備隊ニ掲揚セリ

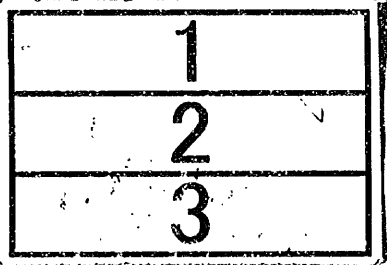

第七根據地隊司令官ハ十月一日將旗ヲまがね丸ニ掲揚セリ

○司令驅逐艦變更
第九驅逐隊司令ハ九月二十九日司令驅逐艦ヲ峯雲ヨリ朝雲ニ變更セリ

○郵便物發送先
當司令部宛郵便物ハ當分ノ間横須賀鎮守府構内阿部部隊司令部トシテ發送相成度
(第七根據地隊司令部)

○事務開始
舞鶴防備戰隊司令部事務ヲ十月一日舞鶴防備隊内ニ於テ開始セリ

分割撮影ターゲット

分割した部分の撮影順序	
分割撮影した理由	A 3版以上のため
文書等名	
上記のとおり分割撮影したことを証明する。	

0234

0235

0236

艦母機上水				艦母空航				艦洋巡習練及艦洋巡										艦戰			艦				(別表)			
神	能	瑞	千	翔	龍	加	赤	鳳	瑞	飛	香	夕	川	球	天	青	利	最	足	摩	妙	金	長	扶		名	號	品
威	登	穗	千	鶴	瑞	賀	城	翔	鳳	龍	取	張	型	型	龍	葉	根	上	那	耶	高	剛	門	伊	景	番	名	別
								24	33	32	8		10			14	41	41	20		20	20	39	35	管	主	本	自
								68	33	48	20		24			34	33	34	34		34	49	51	51	管	主	他	在
								92	66	80	28		34			48	74	75	54		54	69	90	86	計	合	合	螺
								31	20	24	7		16			24	24	24	24		24	38	40	40	長	用	運	廻
								68	33	48	20		24			34	33	34	34		34	49	51	51	計	合	合	小
								20	18	32	7		5			7	26	26	9		9	19	29	24	管	主	本	第
								24	18	18	2		4			6	6	6	6		6	10	10	10	管	主	他	一
								44	36	50	9		9			13	32	32	15		15	29	39	34	計	合	合	類
								4	4	4	1		3			4	4	4	4		4	7	7	7	長	用	運	仔
								24	18	18	2		4			6	6	6	6		6	10	10	10	計	合	合	平
2	2	4	2	4	4	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	管	主	本	發
2	2	4	2	4	4	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	管	主	他	泡
								25	50				18			24	29	29	29		29	36	44	40	管	主	本	二
								33	60				31			45	51	51	52		52	67	69	69	管	主	他	號
								58	110				49			69	80	80	81		81	103	113	109	計	合	合	携
								20	30				15			20	25	25	25		25	35	35	35	長	用	運	帶
								33	90				31			45	51	51	52		52	67	69	69	計	合	合	電
								24	10				20			24	25	25	25		25	35	35	35	管	主	本	作
								20	30				15			20	25	25	25		25	35	35	35	管	主	他	業
								44	40				35			44	50	50	54		54	76	76	76	計	合	合	電
								20	30				15			20	25	25	25		25	35	35	35	長	用	運	燈
								20	30				15			20	25	25	25		25	35	35	35	計	合	合	類
								23	22	30	20		19			22	27	27	27		27	19	19	19	管	主	本	第
								42	25.25	37.25	23		20.25			23.25	23.25	23.25	23.25		23.25	40.75	40.75	40.75	管	主	他	五
								65	47.25	67.25	43		39.25			45.25	50.25	50.25	50.25		50.25	59.75	59.75	59.75	計	合	合	類
								6	6.25	6.25			4.25			6.25	6.25	6.25	6.25		6.25	9.75	9.75	9.75	長	用	運	針
								42	25.25	37.25	23		20.25			23.25	23.25	23.25	23.25		23.25	40.75	40.75	40.75	計	合	合	金
								197	280				150			192	220	220	232		232	303	343	323	管	主	本	第
								199	330				168			235	278	278	281		281	376	382	382	管	主	他	七
								396	610				318			427	498	498	513		513	679	725	705	計	合	合	類
								160	240				120			160	200	200	200		200	280	280	280	長	用	運	電
								199	330				168			235	278	278	281		281	376	382	382	計	合	合	球
								17	15	15	12		10			10	20	20	10		10	15	15	15	管	主	本	第
								4	4	4	3		3			4	4	4	4		4	7	7	7	管	主	他	八
								21	19	19	15		13			14	24	24	14		14	22	22	22	計	合	合	類
								4	4	4	3		3			4	4	4	4		4	7	7	7	長	用	運	米
								4	4	4	3		3			4	4	4	4		4	7	7	7	計	合	合	板
								202	90	150	80		149			151	150	150	156		156	209	205	209	管	主	本	第
								59	42	76	5		34			43	43	43	44		43	48	48	48	管	主	他	十
								261	132	226	85		183			194	193	193	200		199	257	253	257	計	合	合	類
								4	4	4	5		3			4	4	4	4		4	7	7	7	長	用	運	煉
								59	42	76	5		34			43	43	43	44		43	48	48	48	計	合	合	白
								250	500				180			240	290	290	290		290	360	400	400	管	主	本	第
								198	360				186			270	306	306	312		312	402	414	414	管	主	他	十
								448	860				366			510	596	596	602		602	762	814	814	計	合	合	類
								120	180				90			120	150	150	150		150	210	210	210	長	用	運	乾
								198	360				180			270	306	306	312		312	402	414	414	計	合	合	電
								432	100				360			432	450	450	452		452	738	738	738	管	主	本	第
								360	540				270			360	450	450	450		450	630	630	630	管	主	他	二
								792	640				630			792	900	900	972		972	1,368	1,368	1,368	計	合	合	類
								360	540				270			360	450	450	450		450	630	630	630	長	用	運	乾
								360	540				270			360	450	450	450		450	630	630	630	計	合	合	電
40	40	80	40	80	80	40	40	40	40	40	20	20	20	20	20	40	40	40	40	40	40	40	40	40	管	主	本	第
40	40	80	40	80	80	40	40	40	40	40	20	20	20	20	20	40	40	40	40	40	40	40	40	40	管	主	他	十

(昭和十六年十月三日海軍公報(部内限))

大	務 特										艦 砲		防海艦		艦 設		艦母水港		艦母機上水		艦 母 空 航						艦 洋												
	宗	攝	朝	明	經	間	室	隱	知	第	熱	勢	安	橋	占	白	殿	勝	初	津	沖	常	劔	大	神	能	瑞	千	羽	龍	加	赤	鳳	瑞	飛	香	夕	川	三
泊	谷	津	日	石	野	宮	型	型	型	十	海	多	宅	立	守	八	島	力	鷹	島	盤	崎	鯨	威	呂	登	穂	日	鶴	瑞	賀	城	羽	鳳	龍	香	夕	川	三
5				10				9				20	14					5	14													24		33	32	8		10	
13				14														15	22												68		33	48	20		24		
18				24				9				20	14					20	36											92		66	80	28		34			
9				9														10	12											31		20	24	7		16			
13				14														15	22											68		33	48	20		24			
3				5				4				4	7					5	8											20		18	32	7		5			
3				3														3	4											24		18	18	2		4			
6				8				4				4	7					8	12											44		36	50	9		9			
2				2														2	2											4		4	4	1		3			
3				3														3	4											24		18	18	2		4			
1	1	1	2	2											1			1	1	1	1	2	2		2	2	4	2	4	4	2	2	2	1	1	1	1		
1	1	1	2	2											1			1	1	1	1	2	2		2	2	4	2	4	4	2	2	2	1	1	1	1		
10				15				9	17	17	42	30						10	19			20	20			25	50			42		16	29	30		18			
18				23														21	22			26	36			33	60			60		44	44	38		31			
28				38				9	17	17	42							31	41			46	56			58	110			102		60	73	68		49			
10				10														10	10			20	20			20	30			30		25	25	15		15			
18				23														21	22			26	36			33	60			60		44	44	32		31			
10				10				7	10	10	10							10	10			16	20			24	30			41		16	38		20				
16				16				7	10	10	10							10	10			20	20			20	30			30		25	25	15		15			
10				10														10	10			36	40			44	40			71		41	63	19		35			
10				10														10	10			20	20			20	30			30		25	25	15		15			
7				12				2.75			20.25	13.25						4	17											23		22	30	20		19			
11.25				11.25														12.25	19.25											42		25.25	37.25	23		20.25			
18.25				23.25				2.75			20.25	13.25						16.25	36.25											65		47.25	67.25	43		39.25			
3.25				3.25														3.25	3.25										6		6.25	6.25			4.25				
11.25				11.25														12.25	19.25											42		25.25	37.25	23		20.25			
50				68				30	52	99	99	145						65	155			100	160			197	280			333		58	259	150		150			
104				104														113	116			184	208			199	330			330		224	257	216		168			
154				172				30	52	99	99	145						178	271			284	368			396	610			663		282	516	366		518			
80				80														80	80			160	160			160	240			240		200	200	120		120			
104				104														113	116			184	208			199	330			330		224	257	216		168			
3				4				2			5	3						3	8											17		15	15	12		10			
2				2														2	2											4		4	4	3		3			
5				6				2			5	3						5	10											21		19	19	15		13			
2				2														2	2											4		4	4	3		3			
2				2														2	2											4		4	4	3		3			
20				35				9			37	32						17	110											202		90	150	80		149			
17				17														15	37											59		42	76	5		34			
37				52				9			37	32						32	147											261		132	226	85		133			
2				2														2	2											4		4	4	5		3			
17				17														15	37											59		42	76	5		34			
100				100				70	130	130	130	228						100	190			200	200			250	500			420		20	290	300		180			
108				108														126	132			168	216			198	360			360		198	264	228		186			
208				208				70	130	130	130	228						226	322			368	416			448	860			780		218	554	528		366			
60				60														60	60			120	120			120	180			180		150	150	90		90			
108				108														126	132			168	216			198	360			360		198	264	228		180			
72				108				126	162	162	162	126						90	360			288	360			432	100			738		288	684	72		360			
180				180														180	180			360	360			360	540			540		450	450	270		270			
252				288				126	162	162	162	126						270	540			648	720			792	640			1,278		738							

別紙様式第三

昭和 年度第 四半期第一種軍需
(資源名) 取得実績表

廳 名

(昭和十六年十月三日海軍公報(部内限))

計	小計		小計		小計	品名	銘柄、包装	配給元又ハ納入者	持込先	数量	用途	記事
	軍需部				
	燃料廠				
	會社				

0239

別紙様式第四

昭和 年度第 四半期 (第二種軍需) (充足軍需)

(昭和十六年十月三日海軍公報 (部内限))

(資源名) 取得実績表

廳

名

品名	包裝	配給元又は納入者	配給先會社	配給先地名	數量	用途	記事
小計	軍需部					
小計	燃料廠					
小計	會社					
計							

0240



(限 内)

海軍公報 (部内限) 第三千九百十四號

海軍大臣官房

昭和十六年十月四日(七)

○ 令 達

官房機密第九〇九七號 昭和十七年機密第一〇七號照
本號廢止
 當分ノ閩南遣艦隊旗艦主計長ハ佛領印度支那西貢ニ出
 入港ノ艦船(徵借船ヲ含ム)ヨリノ要求ニ應ジ當該艦
 船經費ノ支拂ヲ爲スコトヲ得
 本令ハ昭和十六年九月一日ヨリ之ヲ適用ス
 昭和十六年十月三日

海軍大臣

○ 通 牒

軍需機密燃第四九一號

昭和十六年十月三日

海軍省軍需局長

關係各廳長殿

應急用エチルフルード取扱ニ關スル件照會

燃料貯藏場又ハ遠隔ノ地ニ於テ揮發油ニ混合スベキ應

急用エチルフルードハ左記ニ依リ取扱相成度

追テ昭和十三年五月二十八日軍需機密第一〇七號照
 會應急用エチルフルード取扱ニ關スル件ハ自然消滅
 ノコトト御了知相成度

記

- 一、應急用エチルフルードハ航空八七揮發油以下用ト
 シテ二六五CC(四エチル鉛トシテ〇・〇八五%ノ標
 準)航空九二揮發油用トシテ三一五CC(四エチル鉛
 トシテ〇・一%標準)ノエチルフルードヲ填充セル
 モノニシテアンブール壺一本ヲ以テ航空原料揮發油
 ドラム罐(容量二〇〇立)一本ヲ注入スルモノトス
 - 二、應急用エチルフルードノ包裝ハ次ノ標準ニ依リ海
 軍燃料廠ニ於テ之ヲ行フモノトス
- イ) 容器容量ハ二六五CC及三一五CC入ノ二種トス
 (ロ) 容器ハ褐色又ハ無色ノ硝子壺トシエチルフルー
 ド填充後熔封シ適當ノ緩衝材ヲ卷キ鈍力罐ニ收ム
 ルモノトス

海軍公報(部内限) 第三千九百十四號 昭和十六年十月四日

一三〇三

0243

(ハ) 鉞力罐ニハ添附別紙第二ノ如キ混合上ノ注意書ヲ貼付シ航空八七揮發油以下用及航空九二揮發油用等ノ標記ヲ爲シ置クモノトス
三、應急用エチルフルード取扱ニ當リテハ中毒防止及

混合航空揮發油變質防止土並ニ資材節約上添附ノ注意書ヲ熟讀シ嚴ニ之ヲ實施スルヲ要ス
四、燃料貯藏場ニハエチルフルード混合作業用トシテ左ノ要具ヲ準備シ置クモノトス

項目	品名	數量	記	事
一	防毒マスク	(所要數)	吸收筒ニハ活性炭充填ノモノヲ用フ	
二	ゴム手袋	(同)		
三	ゴム引前掛	(同)		
四	事業服	(同)	使用後ハ毎回洗濯シ置クヲ要ス	
五	口切用鋸	アンブル環 三〇〇本ニ對 シ一本ノ割	鋸ノ目立用鋸ヲ用フルモ三〇〇回位使用スレバ使ヒ難クナル故鋸ノ一面ヲ砥石ニテ砥キ再三使用スルモノトス	
六	攪拌棒	(所要數)	銹等ニテ汚レナキ金屬棒(鐵棒ニテ可ナリ)長サ二米徑二〇乃至四〇耗	
七	下用スバナ	(同)		
八	二號石油	五〇〇立	エチルフルードノ附着セル場合消毒用ニ用フ但シ揮發油ヲ代用スルコトヲ得	
九	消毒桶	二個	消毒又ハ手洗用ニシテ鉞力罐ヲ代用スルコト	

0244

一〇	クロールカルキ液	二乃至六%溶液 二〇立	クロールカルキ固體トシテ變質ナキ様貯藏シ置キ時々上 記濃度ノモノヲ少量宛用意スルコト 長ク溶液トシテ放置スレバ效力甚シク減退ス、 硼酸水入レ容器(サイフォン式洗眼用)ニ用意シ別ニ粉 末硼酸ヲ若干準備ス
一一	硼酸水	一%液五立	揮發油消毒後手洗用
一二	石鹼	若干	洗滌手洗用
一三	水流シ	一個	拭用
一四	ボロ布又ハ糸屑	(相當量)	拭用ニ使用セルボロ、糸屑等ヲ一時密封シ置ク用ニ供ス
一五	有蓋容器	二個	

(別紙添)

(經營需品燃料取扱例規三八八頁参照)

○辭令

海軍主計少佐 中野 英夫

第六課兼第四課勤務ヲ命ス(海軍省經理局)

○雜款

○將旗一時移揚
第五水雷戰隊司令官ハ十月二日將旗ヲ一時臯月ニ移揚、
同四日名取ニ復歸セリ

○郵便物發送先
自今當隊宛郵便物ハ左記ニ依リ發送相成度
記

司令、主計長宛 第五玉丸
機關長、軍醫長宛 第三玉丸

(第十六掃海隊)

海軍公報(部内限)第三千九百十四號 昭和十六年十月四日

一三〇五

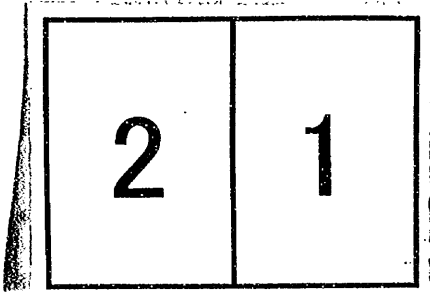
0245

○書類發送先
本艦ハ囊ニ第二十三驅逐隊ヨリ除カレ現在單獨艦ト相
成居候處本艦宛書類ニシテ依然同隊ニ向ケ發送セラ
ル向有之事務處理上滯滞ヲ來シ居候條自今直接本艦ニ
向ケ發送相成度

(驅逐艦 三日月)

0246

分割撮影ターゲット

分割した部分の撮影順序	
分割撮影した理由	A3版以上のため
文書等名	
上記のとおり分割撮影したことを証明する。	

(別紙)

(昭和十六年十月四日海軍公報(部内限))

應急エチルフルード混合作業注意書

一、取扱上

エチルフルードハ容易ニ蒸發シ大氣中ニ彌散シ且空氣ヨリ重キ爲低所ニ滞留ス而シテエチルフルード
並ニ其ノ蒸氣ハ人體ニ對シ極メテ激烈ナル毒性ヲ有シ鼻、口等ノ粘膜或ハ皮膚ヨリ體內ニ滲入シ屢々
急性的又ハ半急性的ニ人命ヲ失フコトアルヲ以テ取扱上特ニ左ノ事項ヲ嚴守スルヲ要ス

(イ) 混合作業ヲ行フ際ニハ別個ノ作業衣、防毒マスク、ゴム手袋、ゴム引前掛ヲ着用シ革製品ノ着用
ハ一切嚴禁ス

(ロ) 混合作業ハ通風良キ所ヲ選ビ實施スルコト

(ハ) アンブール罐ハ鄭重ニ取扱ヒ落下或ハ衝撃等ニ依リ破損セシメザル様細心ノ注意ヲ拂ヒ萬一破損
シエチルフルード流出セル際藥品ニテ汚レシ物ハ總テ燒却スルヲ建前トス但シ燒却不可ノモノハホ
ロ等ニテ掃キ取り石油洗ヲ行ヒタル後適當ナル取扱ヲ要ス地上ニ落レタルモノハ砂ニ吸收セシメ砂
ト共ニ取除キ要スレバクローラカルキ液ニテ消毒スルコト

(ニ) エチルフルードノ蒸氣ハ臭氣アルヲ以テ臭氣アル際ハ必ズマスクヲ着用シ蒸氣ヲ絕對ニ吸入セザ

(ホ) エチルフルードヲ身體又ハ衣服ニ附着セシムベカラズ萬一皮膚ニ附着セル場合ハ直ニ糸屑又ハホ
ロ布ニテ拭キ取り新鮮ナル石油又ハ揮發油ニテ洗ヒタル後石鹼ニテ洗ヒ落シ又眼ニ入りシ場合ハ應
急的ニ硼酸水或ハ純良揮發油ニテ洗滌シタル上直ニ軍醫科士官ノ手當ヲ受ケ又衣服ニ附着セル場合
ハ速ニ脱衣ノ上附着セル部分ヲ揮發油ニテ洗ヒ落スコト

(ヘ) エチルフルードハ落サザル様留意シ若シ落シタル場合ハ直ニ石油ヲ浸セル糸屑又ハホロ布ニテ完
全ニ拭ヒ取ルコト

(ト) マスク使用後ハ六〇%アルコールヲ浸セル布ニテ其ノ内面ヲ拭ヒ特ニエチルフルード附着セルト
キハクローラカルキ液ニテ消毒シ次デ水洗ヲ行フコトゴム手袋、ゴム引前掛ハ使用後クローラカル
キ液ニテ洗滌消毒シ次デ水洗スルコト

(チ) 掃拭ニ使用セシホロ布類ハ其ノ都度密封容器ニ格納シ作業終了後直ニクローラカルキ液ニテ消毒
スルカ要スレバ燒却スルコト

(リ) 空アンブール罐ハ元ノ外裝ニ納メ物資回收ノ爲取廻メ最寄海軍軍需部ニ返送スルモノトス尙アン
ブールハ出來得ル限り尖端ニテ切斷シ罐ヲ其ノ儘再用可能ナラシムルヲ要ス(昭和十五年八月軍需
機密燃第二三八號ノ二(經營需品、燃料取扱例規四二二頁)參照)

二、混合上

ドラム罐入航空原料揮發油(容量二〇〇立)ニ應急エチルフルードヲ混合スル際ハ其ノ猛毒性豫防ニ
留意スルト共ニ次ノ要領ニ依リ實施スルモノトス

(イ) 航空九二揮發油用ニハ大型アンブール罐(三一五CC)航空八七揮發油以下用ニハ小型アンブール
罐(二六五CC)ノエチルフルードヲ使用スルモノトス

(ロ) エチルフルードハ日光及水分ノ爲安定性ヲ害セラルル事大ニシテ延イテハ燃料ノ性状ヲモ著シク
低下セシムルヲ以テ混合ニ當リテハ日光ノ直射及水分ノ混入ヲ絕對ニ避クルコト

(ハ) アンブール罐ノ荷造ヲ解體シ包裝ヨリ取出或ハ口切り操作等一切ハ靜ニ行ヒ貯藏中屢々生ズルコ
トアル少量ノ沈澱物ヲ浮遊セシメザル様留意スルモノトス

但シ沈澱物アルモ本劑ノ効力ヲ低下スル事無シ

(ニ) エチルフルードヲ傾注混合スル時其ノ飛沫ガ身體特ニ顔面ニ絕對ニ附着セザル様又蒸氣ヲ吸入セ
ザル様風向キニ依リドラム罐ニ對スル混合者ノ位置ヲ選擇スルヲ要ス

(ホ) 混合順序ハ左ノ通トス
(一) ドラム罐ヲ大口栓ヲ上部ニ垂直ニ立テ大口栓ヲ開ク

(二) アンブール罐ヲ外裝ヨリ取出ス
(三) アンブール罐ノ頸部上端ヨリ二乃至三種上部ノ封シ管ニ鏝ニテ傷ヲ付ケ切口トナシ此部ヨリ切
斷ス

(四) アンブール罐ヲドラム罐ノ大口栓ヨリ靜カニ傾注ス
(五) 空アンブール罐ヲ元ノ外裝ニ納ム

(六) エチルフルードヲ傾注シ終リテ後注意セル汚レ無キ金屬棒(長さ二米徑二〇乃至四〇)ヲ
ドラム罐底部迄差込テ大廻シニ同一方向ニ五回廻轉シ次デ反對方向ニ五回廻轉ス此ノ要領ニテ

一〇度攪拌操作ヲ繰返シ實施スルモノトス
エチルフルードヲ混合セル揮發油ハ變質シ易キヲ以テ可及的速ニ使用スルコト

一、取扱上

- エチルフルードハ容易ニ蒸發シ大氣中ニ彌散シ且空氣ヨリ重キ爲低所ニ滯留ス而シテエチルフルード
並ニ其ノ蒸氣ハ人體ニ對シ極メテ激烈ナル毒性ヲ有シ鼻、口等ノ粘膜或ハ皮膚ヨリ體內ニ滲入シ屢々
急性的又ハ半急性的ニ人命ヲ失フコトアルヲ以テ取扱上特ニ左ノ事項ヲ嚴守スルヲ要ス
- (イ) 混合作業ヲ行フ際ニハ別個ノ作業衣、防毒マスク、ゴム手袋、ゴム引前掛ヲ着用シ革製品ノ着用
ハ一切嚴禁ス
- (ロ) 混合作業ハ通風良キ所ヲ選ビ實施スルコト
- (ハ) アンブール罐ハ鄭重ニ取扱ヒ落下或ハ衝撃等ニ依リ破損セシメザル様細心ノ注意ヲ拂ヒ萬一破損
シエチルフルード流出セル際藥品ニ汚レシ物ハ總テ燒却スルヲ建前トス但シ燒却不可ノモノハボ
ロ等ニテ掃キ取り石油洗ヲ行ヒタル後適當ナル取扱ヲ要ス地上ニ潑レタルモノハ砂ニ吸收セシメ砂
ト共ニ取除キ要スレバクローカルキ液ニテ消毒スルコト
- (ニ) エチルフルードノ蒸氣ハ臭氣アルヲ以テ臭氣アル際ハ必ズマスクヲ着用シ蒸氣ヲ絕對ニ吸入セザ

- (ホ) エチルフルードヲ身體又ハ衣服ニ附着セシムベカラズ萬一皮膚ニ附着セル場合ハ直ニ系屑又ハボ
ロ布ニテ拭キ取り新鮮ナル石油又ハ揮發油ニテ洗ヒタル後石鹼ニテ洗ヒ落シ又眼ニ入りシ場合ハ應
急的ニ硼酸水或ハ純良揮發油ニテ洗滌シタル上直ニ軍醫科士官ノ手當ヲ受ケ又衣服ニ附着セル場合
ハ速ニ脱衣ノ上附着セル部分ヲ揮發油ニテ洗ヒ落スコト
- (ヘ) エチルフルードハ溶サザル様留意シ若シ溶シタル場合ハ直ニ石油ヲ浸セル系屑又ハボロ布ニテ完
全ニ拭ヒ取ルコト
- (ト) マスク使用後ハ六〇％アルコールヲ浸セル布ニテ其ノ内面ヲ拭ヒ特ニエチルフルード附着セルト
キハクローカルキ液ニテ消毒シ次デ水洗ヲ行フコトゴム手袋、ゴム引前掛ハ使用後クローカル
キ液ニテ洗滌消毒シ次デ水洗スルコト
- (チ) 掃拭ニ使用セシボロ布類ハ其ノ都度密封容器ニ格納シ作業終了後直ニクローカルキ液ニテ消毒
スルカ要スレバ燒却スルコト
- (リ) 空アンブール罐ハ元ノ外裝ニ納メ物資回收ノ爲取纏メ最寄海軍軍需部ニ返送スルモノトス尙アン
ブールハ出來得ル限り尖端ニテ切斷シ罐ヲ其ノ機再用可能ナラシムルヲ要ス(昭和十五年八月軍需
機密燃第二三八號ノ二(經營需品、燃料取扱規四二二頁)參照)

二、混合上

- ドラム罐入航空原料揮發油(容量二〇〇立)ニ應急エチルフルードヲ混合スル際ハ其ノ猛毒性豫防ニ
留意スルト共ニ次ノ要領ニ依リ實施スルモノトス
- (イ) 航空九二揮發油用ニハ大型アンブール罐(三一五CC)航空八七揮發油以下用ニハ小型アンブール
罐(二六五CC)ノエチルフルードヲ使用スルモノトス
- (ロ) エチルフルードハ日光及水分ノ爲安定性ヲ害セラルル事大ニシテ延イテハ燃料ノ性状ヲ著シク
低下セシムルヲ以テ混合ニ當リテハ日光ノ直射及水分ノ混入ヲ絕對ニ避クルコト
- (ハ) アンブール罐ノ荷造ヲ解體シ包裝ヨリ取出或ハ口切り操作等一切ハ靜ニ行ヒ貯藏中屢々生ズルコ
トアル少量ノ沈澱物ヲ浮遊セシメザル様留意スルモノトス
- (ニ) 但シ沈澱物アルモノ本劑ノ効力ヲ低下スル事無シ
- (イ) エチルフルードヲ傾注混合スル時其ノ飛沫ガ身體特ニ顔面ニ絕對ニ附着セザル様又蒸氣ヲ吸入セ
ザル様風向キニ依リドラム罐ニ對スル混合者ノ位置ヲ選擇スルヲ要ス
- (ホ) 混合順序ハ左ノ通トス
- (一) ドラム罐ヲ大口栓ヲ上部ニ垂直ニ立テ大口栓ヲ閉ク
- (二) アンブール罐ヲ外裝ヨリ取出ス
- (三) アンブール罐ノ頸部上端ヨリ二乃至三廻上部ノ封シ管ニ鑢ニテ傷ヲ付ケ切口トナシ此部ヨリ切
斷ス
- (四) アンブール罐ヲドラム罐ノ大口栓ヨリ靜カニ傾注ス
- (五) 空アンブール罐ヲ元ノ外裝ニ納ム
- (六) エチルフルードヲ傾注シ終レバ罐ノ用意セル所ニ無キ金屬棒(長さ二米徑二〇乃至四〇粒)ヲ
ドラム罐底部迄差込テ太廻シニ同一方向ニ五廻轉シ次デ反對方向ニ五廻轉攪拌ス此ノ要領ニテ
一〇度攪拌操作ヲ繰返シ實施スルモノトス
- (ト) エチルフルードヲ混合セル揮發油ハ變質シ易キヲ以テ可及的速ニ使用スルコト
- (ハ) エチルフルード混合揮發油ハ毒性アルヲ以テ洗滌用等ニハ一切使用スベカラズ

○艦船所在 印ハ「ハ」ニ
指定ヲ要セズ

十月四日午前十時

【横須賀】

春日▲ 劍埼▲ 山城▲ ▽比叡、神威、赤城、
瑞穂、▷翔鶴、蒼龍、長門、高雄
野分、舞風、朝風、旗風、松風、夕立、
伊三三
伊朝雲、峯雲、山雲、夏雲、秋雲

伊三三
伊驅潜一、驅潜二、驅潜三、驅潜特五三▲

伊三三
伊津輕▲ (伊三三)▲ (伊三七)▲

【長浦】

伊三三
伊掃六、掃一、掃二、掃三、掃四、掃五
伊驅潜一五、驅潜二三、驅潜二四

【川崎】

石廊
伊那珂、國後
伊筑紫▲ (驅潜三三)▲

【浦賀】

伊潮、漣
伊風雲▲

【館山】

石垣
伊神風、野風、波風、沼風
伊哨三四、哨三五

【大湊】

大泊
伊淺間▲、八雲▲、鳳翔、伊勢、加古、
古鷹、瑞鶴、▷龍驤

伊吳竹、早苗、若竹、濱風、伊沙風、帆風、
伊呂五七▲、呂五六▲、呂五九、呂六四、伊五三、

伊五三▲、伊五四、伊五五▲、伊五八、▷伊三三、
伊三三

伊掃一七、掃一八

伊驅潜七、驅潜九、驅潜一九、驅潜三〇、驅潜三二、
哨四六▲、哨三三、哨三三

伊野、間宮

伊日進▲ (伊二七)▲ (伊三五)▲ (伊七六)▲

【大阪】

伊矢風

伊伊良湖▲ (伊一〇)▲ (伊二五)▲ (伊三二)▲
伊伊四一▲ (伊二二)▲ (秋津洲)▲

伊伊四一▲ (伊二二)▲ (秋津洲)▲

【相生】

伊大井

伊伊一七、伊二〇

【那珂】

伊吾妻▲、▷利根、筑摩、伊多摩、木曾、
蒼鷹、伊長良

伊薄雲▲、夕風、伊秋風、羽風、太刀風、
鳩、鷹、伊初雁、真鶴、友鶴、千鳥

伊呂三四▲、伊呂六八、呂六三

伊哨三六▲、哨三七▲

伊鳴戸

【佐世保】

伊霧島、金剛、榛名、北上、▷由良、▷八重山、
足柄、▷瑞鳳

伊若葉、初霜、子日、初春、望月、伊陸月、
如月、彌生、伊菊月、夕月、沖風、峯風、
水無月、三日月

海軍公報(部内限)第三千九百十四號 昭和十六年十月四日

一三〇七

0249

(限 内)

海軍公報 (部内限) 第三千九百十五號

昭和十六年十月六日 (月)
海軍大臣官房

○令 達

官房機密第九二七號 昭和十八年機密第三三三號
 艦船造修規則及兵器造修規則ニ依ル諸公試ノ一部ノ條
 別冊別冊艦船造修規則及兵器造修規則ニ依ル諸公試
 中一部省略實施要領ニ依リ之ヲ施行ス
 別冊ハ海軍艦政本部長ヲシテ所要ノ向ニ之ヲ配付セ
 シム

昭和十五年官房機密第七七八號ハ之ヲ廢止ス

昭和十六年十月四日

海軍大臣

○通 牒

官房機密第五五七九號ノ三

昭和十六年十月六日

海軍次官

關係各廳長殿

戰時餘人ヲ以テ代フベカラザル者ニ關スル
件中改正ノ件申進

本年官房機密第五五七九號申進 (官房機密第五五七九
號ノ二改) 首題ノ件中左記ノ通改正セラレ候條了知相
成度

記

別表中土浦海軍航空隊ノ欄

四一
四一
ニ改ム

一五
一五
ヲ

(參照) 本年六月二十五日 海軍公報 (部内限) 八月三十日

○辭 令

玉監理長ヲ命ス
玉監査長ヲ命ス

海軍艦政本部造船監督官 鶴岡 信道
築造兵監督官海軍大佐

海軍公報 (部内限) 第三千九百十五號 昭和十六年十月六日

一三〇九

0251

海軍艦政本部造船監督官兼
造兵監督官海軍機關大佐

奥村 繁喜

大阪監理官ヲ命ス

(各通)

同

吉崎 直三
本田 豊

東京監理官ヲ命ス

同

河崎 茂治

神戸監理官ヲ命ス

(各通)

海軍航空本部造兵監督官
海軍機關大佐

守田 定三
増岡 増造

東京監理官ヲ命ス

同

只木 重信

名古屋監理官ヲ命ス

第十一海軍航空廠飛行機部検査官兼海
軍航空本部造兵監督官海軍機關中佐

小川 文雄

廣島監査官ヲ命ス

海軍航空本部技術會議議員ヲ命ス

海軍技術會議
員海軍機關中佐

山田 慈郎

海軍艦政本部技術會議議員ヲ命ス

海軍技術會議
員海軍機關少佐

小國 寛之輔

廣島監理官兼玉監理官ヲ命ス

海軍艦政本部造船監督官兼造兵監督官
海軍航空本部造兵監督官海軍主計大佐

藤田 傳次

主トシテ勞務ニ關シ監理長ノ命ヲ承ケ服務スヘシ

海軍艦政本部造船兵監督會計官
兼海軍航空本部造兵監督會計官海
軍艦政本部出仕海軍主計中佐

大川 兵衛

東京監理官ヲ命ス

東京監査官ヲ命ス

海軍艦政本部造船監
査官海軍造船中佐

加藤 恭亮

玉監理官ヲ命ス

玉監査官ヲ命ス

廣島監査官ヲ命ス

第十一海軍航空廠發動機部検査官兼海
軍航空本部造兵監督官海軍造兵少佐

高橋 保平

千六百五拾圓

千四百七拾圓

千參百圓

(各通)

淺羽 三郎
豊原 太郎

林 太
大熊 惇

0252

千參百圓

川野 徳

千參百圓

高田 光次郎

徵用中自今年額(各頭書ノ通)ヲ給ス(以上ハ海軍省)

海軍機關少佐 金 丸 實

海軍生徒採用試験常置委員ヲ命ス(計同)

大谷 太應

海軍兵學校ニ於ケル劍道助教囑託ヲ解ク(計海軍兵學校)

陸軍軍曹 山本 喜次男

海軍經理學校ニ於ケル劍道教員ヲ囑託ス

但シ報酬月額五拾圓ヲ贈與シ部内限判任官ヲ以テ待遇セラル(計海軍經理學校)

○ 雜 款

○將旗掲揚

鎮海防備戰隊司令官ハ十月一日將旗ヲ鎮海防備隊ニ掲揚セリ

大島根據地隊司令官ハ十月一日將旗ヲ河北丸ニ掲揚セリ

○旗艦變更

第二航空戰隊司令官ハ九月二十二日旗艦ヲ飛龍ニ變更セリ

○司令驅逐艦變更

第三十驅逐隊司令ハ十月一日司令驅逐艦ヲ如月ヨリ陸月ニ變更セリ

○司令潜水艦變更

第三潜水隊司令ハ九月二十七日司令潜水艦ヲ伊號第二十二潜水艦ヨリ伊號第二十一潜水艦ニ變更セリ

○司令艇變更

第十六掃海隊司令ハ十月三日司令艇ヲ第五玉丸ニ變更セリ

○郵便物發送先

當分ノ間當隊宛郵便物ハ左記ニ依リ發送相成度

佐世保郵便局氣付 海軍熊澤部隊 (大島防備隊)

當分ノ間當隊宛郵便物ハ左記ニ依リ發送相成度

佐世保郵便局氣付 海軍武田部隊 (大島通信隊)

海軍公報(部内限) 第三千九百十五號 昭和十六年十月六日

一三一

0253

當隊宛郵便物ハ左記ニ依リ發送相成度

記

司令、機關長、主計長宛
軍醫長宛

陸 月
彌 生

(第三十驅逐隊)

○郵便物發送先ニ關スル件

當部宛郵便物ハ所在地名記載ナキ爲馬公經由配達セラ
ルル場合多ク事務處理上遲延ヲ來スコト相當有之ニ付
自今必ズ左記ノ通表記相成度

臺灣高雄市

馬公海軍建築部

(馬公海軍建築部)

○練習生採用試験問題發送

第十期丙種飛行豫科練習生採用試験問題
右十月一日左記ノ通發濟、未着又ハ別ニ必要ノ向ハ至
急御通知相成度

記

一、單獨試験ノ各部ハ直送

二、聯合試験用ノモノハ各海軍人事部員宛、各要港
部副官宛送付

三、行動其ノ他ノ都合ニ依リ聯合試験參加不能ノ向ニ
對スル分トシテ各海軍人事部員宛若干送付
(第十一聯合航空隊司令部)

○開應

第二十一海軍航空廠十月一日長崎縣東彼杵郡大村町ニ
於テ開應、事務ヲ開始セリ

追テ飛行機部ハ佐世保市日守町
兵器部ハ佐世保市佐世保海軍工廠構内ニテ各事務
ヲ開始ス

十一月一日第十一海軍航空廠開應、事務ヲ開始セリ

第十一海軍航空廠

吳市廣町

第十一海軍航空廠舞鶴支廠

京都府與謝郡栗田村

第十一海軍航空廠器材部吳補給工場

追テ從來吳軍需部第二課ニテ取扱ヒタル事項ハ吳補
給工場ニ於テ在來通實施ス

吳市(舊吳海軍軍需部第二課)

○開隊

紀伊防備隊十月一日左記ニ開隊セリ

記

和歌山縣日高郡由良村

(紀勢西線紀伊由良驛下車、驛ヨリ約一軒)

吳潜水艦基地隊ハ十月一日吳海兵團内(舊防備隊構内)
ニ開隊セリ

○事務開始

大島防備隊十月一日佐世保防備隊内ニ於テ事務開始セ
リ

0254

○ 艦船所在 ▲印ハ「ハチ」ヲ要セズ

十月六日午前十時

【横須賀】

春日▲、劍崎▲、山城▲、▷比叡、神威、赤城、瑞穂、▷翔鶴、蒼龍、長門、高雄、野分、舞風、朝風、旗風、松風、夕立、秋雲

伊三三

□ 驅潜一、驅潜三、驅潜三、驅潜特五三▲

□ 津輕▲、(伊三三)▲、(伊三七)▲

【長浦】 □ 掃六、掃一、掃二、掃三、掃四、掃五

□ 驅潜一五、驅潜三三、驅潜一四

哨一▲、哨二▲

【横濱】

國後、石廊、(筑紫)▲、(驅潜三三)▲

【浦賀】

□ 潮、漣、(風雲)▲

【館山】

澤風、石垣、□ 神風、野風、波風、沼風、哨三四、哨三五

【大湊】

大泊、□ 吳、淺間▲、八雲▲、鳳翔、伊勢、加古、瑞鶴

□ 吳竹、早苗、若竹、濱風

□ 呂五七▲、呂五八▲、呂五九、呂六四、伊五三、伊五三▲、伊五四、伊五五▲、伊五八、▷伊三二

□ 掃一七、掃一八

□ 驅潜七、驅潜九、驅潜一九、驅潜二〇、驅潜三三

哨四六▲、哨三三、哨三三

間宮、早鞆

【大坂】 (日進)▲、(伊二七)▲、(伊三五)▲、(伊七六)▲

【神戶】 矢風、(伊良湖)▲、(伊二〇)▲、(伊三五)▲、(伊三一)▲

【相生】 (伊四一)▲、(伊一一)▲、(秋津洲)▲

【相伯】 (驅潜三三)▲、(若鷹)▲

□ 香取

□ 伊一七、伊二〇

【舞鶴】 哨三一

□ 長良、吾妻▲、▷利根、筑摩、□ 多摩、木曾、薄雲▲、夕風、□ 秋風、羽風、太刀風

□ 鷲、□ 初雁、真鶴、友鶴、千鳥

□ 呂三四▲、□ 呂六八、呂六三

□ 哨三六▲、哨三七▲

鳴戸

【佐世保】 (夕雲)▲、(秋月)▲

□ 金剛、榛名、北上、▷由良、▷八重山、足柄、▷瑞鳳、能登呂、大井

□ 望月、□ 睦月、如月、彌生、□ 菊月、夕月、沖風、水無月、三月月

□ 呂三〇▲、呂三二▲、呂三三▲、呂三三▲、呂六〇、呂六六▲、呂六五、呂六七、□ 伊六〇▲、伊五九▲

□ 伊六一、伊六二、伊六四

□ 掃二

□ 驅潜四、驅潜五、驅潜六、驅潜一六、

0255

海軍公報(部内限) 第三千九百十五號 昭和十六年十月六日

一三二三

